

不動産関連法務ニュースレター：再生エネルギー

営農型太陽光発電に関する制度の見直し

August 2026

In brief

農林水産省は、2026年4月15日開催の「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」(第6回)(以下「本検討会」といいます。)において、営農型太陽光発電事業の新たな制度枠組みを公表しました。これにより、従来は農地法に基づく一時転用許可により規律されていた営農型太陽光発電事業について、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(以下「農山漁村再エネ法」といいます。)へと主たる根拠法令が変更され、農地法単独では考慮することが難しい地域共生等の観点を制度に組み込む方針が示されました。

本ニュースレターでは、本検討会で示された農林水産省説明資料¹に基づき、①農山漁村再エネ法に基づく基本方針(告示)の改定案として示された「望ましい営農型太陽光発電」の考え方、②農山漁村再エネ法に基づく新たな制度設計の概要、③既存事業者に対するモニタリング強化策及び④今後の実務上の留意点について概説します。

In detail

1. 営農型太陽光発電をめぐる現状と検討の経緯

営農型太陽光発電とは、農地法に基づく一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて太陽光パネルを設置し、下部の農地において営農を継続しながら発電を行う事業をいいます(農地法施行規則第30条第2項参照)。令和5(2023)年度末時点で累計許可件数は6,137件、下部農地面積は1,361.6haに達しています。

一方で、農林水産省の調査によれば、下記表1のとおり、同年度末時点で下部農地における営農に支障が認められる事案は5,167件中1,221件(24%)にのぼり、前年度比で2ポイント上昇しています。当該支障の内容としては、営農者に起因する単収減少・生育不良が71%(872件)を占めており、営農の適切な継続が確保されていない実態が指摘されています。

このような状況を受け、政府は、令和7(2025)年12月23日、大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定として「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」を策定しました²。同パッケージは「不適切事案に対する法的規制の強化等」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」の3つの柱で構成さ

¹ <https://www.maff.go.jp/j/study/attach/pdf/250609-26.pdf>

² <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/megasolar/pdf/countermeasure.pdf>

れ、農林水産省には「望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応」が求められました。これを受けて 2025 年 5 月以降、有識者・自治体関係者・発電事業者等で構成される本検討会が計 6 回開催され、今般の見直し案が示されたものです。

【表 1】営農型太陽光発電設備下部農地の営農への支障の概況(令和 5 年度末)

項 目	数 値
営農型太陽光発電設備数(令和 5 年度末存続分)	5,167 件
うち営農に支障あり	1,221 件(24%)※前年度比+2 ポイント
支障の内訳:単収減少・生育不良(営農者起因)	872 件(71%)
支障の内訳:単収減少・生育不良(災害等)	87 件(7%)
支障の内訳:設備工事等の遅延	144 件(12%)
支障の内訳:その他	118 件(10%)

(出典:農林水産省説明資料(令和 8 年 4 月)P.13 を基に作成)

2. 望ましい営農型太陽光発電の考え方の概要

農林水産省は、本検討会において、「望ましい営農型太陽光発電」の考え方を農山漁村再エネ法に基づく基本方針(告示)として明記し(以下「本基本方針」といいます。)、具体的基準を明確化する方針を示しました。本基本方針の改定案の概要は、以下のとおりです。

(1) 基本理念

本基本方針が掲げる基本理念は以下の 4 点です。

- ① 適切な営農の継続を大前提とし、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- ② 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- ③ 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- ④ 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

(2) 営農型太陽光発電の形状・形態に係る具体的基準

上記基本理念を実現するための具体的な基準が、①営農に関する事項、②発電設備に関する事項、③地域との共生に関する事項、の 3 つの観点から規定されています。その概要は、以下表 2 のとおりです。

【表 2】営農型太陽光発電の形状・形態の具体的基準の概要

観 点	基 準 項 目
①営農に関する事項	- 営農者が地域計画(農業経営基盤強化促進法第 19 条にいう地域計画を指すと考えられます。)において 10 年後の農業を担う者として位置づけられていること - 栽培に必要な労働力の確実な確保 - 栽培品目について 50 万円以上の生産・販売実績など(業としての農業の持続性) - 地域で一般的に栽培され、一般的な販売ルートが確立した品目であること - 原則毎年収穫可能であること(やむを得ない場合でも 3 年以内の計画収量確保)
②発電設備に関する事項	- 遮光率 30%未満(判定困難な設備は、作物の生育期間を通じて圃場(ほ場)の全ての地点で日射量の減少が 20%未満であること) - 機械作業に支障がないものであること(最低地上高が概ね 3m 以上、かつ、農業機械の進行方向に対して支柱間隔が概ね 4m 以上)

観 点	基 準 項 目
③地域共生に関する事項	- 地域の協議会等及び地域計画の協議の場での合意 - 発電事業者から営農者等への適正な利益還元 - 保険加入等、設備の損壊等による第三者への損害の補償が確実であること - 土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと - 撤去費用の確保が確実であること

なお、農林水産省によれば、米、麦、大豆に関しては、上記②の遮光環境下であっても適切な栽培管理を前提に同一市町村区域内の同じ年産の平均的な単収と比較して概ね 8 割を超える単収確保が可能であることが、実証研究等から確認されています。

また、①でいう「一般的な販売ルート」には、一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれない点に留意が必要です。

③の営農者への適正な利益還元については、減収額等以上の水準で発電事業者と営農者間での協議・合意が必要である旨がガイドラインに記載されることとされています。

(3) 市町村による特例的対応

本基本方針の改定案には、市町村が作成する基本計画（農山漁村再エネ法第 5 条）において特例的対応を定めることができるとされています。具体的には、公的機関による複数年の試験栽培結果等の科学的根拠が示され、基本理念の着実な実現が確保される場合に、国及び都道府県の助言に基づき、市町村が農業・農村の振興方針や経営形態の特色に応じた柔軟な基準を定めることが認められます。また、都道府県の機関と試験的栽培を行う場合も同様に特例を設けることが可能とされています。

3. 制度設計の変更と新たな手続フロー

(1) 現行制度と新制度の比較

制度見直しの最大の特徴は、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定（同法第 7 条）を受けることが農地法に基づく一時転用許可の条件として位置付けられる点にあります。設備整備計画の認定を取得するには、その内容が市町村の基本計画に適合する必要がある（同条第 3 項）、これにより「望ましい営農型太陽光発電の考え方」の基準に合致する案件のみが許可を受けられる仕組みとなります。

【表 3】営農型太陽光発電事業に関する現行制度と新制度の比較

	現 行 制 度	新 制 度
根拠法令	農地法	農山漁村再エネ法（設備整備計画認定） 農地法（一時転用許可）
望ましい営農型太陽光発電	（規定なし）	農山漁村再エネ法に基づく基本方針（告示）に規定
事業者による申請対象	一時転用許可	設備整備計画認定（一時転用許可含む）
農地転用不許可の基準	単収がおおむね二割以上減少するおそれがある場合など	農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画認定の見込みがない場合
審査主体	都道府県・農業委員会	市町村（農地転用許可権者との協議）
農振農用地における取扱い	一時転用として扱われており、一時転用は農振農用地を含めて可能	望ましい営農型太陽光発電に限り、農振農用地を含め設備整備区域を設定できる（農地法上は一時転用）

	現行制度	新制度
設備整備計画の内容等	農地法施行規則に規定	利益還元の取組や販売先等について新たに記載するよう農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画認定に関する省令に規定

(出典:農林水産省説明資料(令和8年4月)P.4～5を基に作成)

(2) 関係規定の改正の方向性

農地法に基づく取扱いから農地法及び農山漁村再エネ法に基づく取扱いとするため、関係規定の改正の方針も示されています。具体的には、農地転用不許可の基準について、現行の単収がおおむね2割以上減少するおそれがある場合等は不許可とする農地法施行規則の規定を、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定の見込みがない場合は不許可とする内容に改め、現行の単収要件等は農山漁村再エネ法の基本方針に規定することとされています。また、望ましい営農型太陽光発電に限り、農振農用地を含めて設備整備区域を設定できるよう農山漁村再エネ法施行規則に規定すること、及び設備整備計画の内容・添付書類・報告様式等について、利益還元の取組や販売先等を新たに記載するよう同法に基づく省令に規定することも示されています。

(3) 自治体の基本計画策定状況と実務上の課題

新制度の下では、事業用地の所在する市町村が農山漁村再エネ法に基づく基本計画を策定し、かつ営農型太陽光発電に関する項目を盛り込んでいなければ、事業者は設備整備計画の認定申請を行うことができないと考えられますが、令和7(2025)年3月末時点で同法に基づく基本計画を策定した自治体は33道県112市町村にとどまります³。同法上、基本計画の策定は現状市町村の任意とされているため(第5条第1項)、自治体の対応如何によっては事業の実施が困難となる懸念があります。

4. 既存事業者への対応の厳格化

本検討会においては、法の不遡及の原則等を踏まえ、既存事業者には現在の基準が適用されることを基本としつつ、一時転用許可の再許可の要件追加を含めて、最大限、厳格に対応する方針が示されています。

(1) 再許可時の許可基準に追加される事項

既存事業者において、一時転用許可の再許可を取得する際に適用される新たな要件は以下のとおりです。

- ① 栽培に必要な労働力が確実に確保されていること
- ② 栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること
- ③ 栽培農作物が、地域で一般的に栽培され、市場価値があり、一般的な販売ルートが確立していること
- ④ 原則毎年収穫可能な品目であること。やむを得ない場合でも3年以内に計画収量を確保できること

(2) 「望ましい取組」として明確化される事項

以下の事項は再許可の厳格な要件ではありませんが、その遵守が推奨され、再許可の円滑な取得に資するものと位置付けられます。

- ① 営農者が地域計画において、10年後の農業を担う者として位置づけられていること
- ② 発電設備の遮光率が30%未満であること(遮光率での判定が困難な設備は日射量の減少が20%未満であること)

³ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html#torikumi

- ③ ほ場からの最低地上高が概ね 3 メートル以上、かつ、支柱の間隔が概ね 4 メートル以上確保されていること
- ④ 発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること

(3) 国主導の取締りの強化

不適切事案への取締りについて、国が許可権者等（都道府県・市町村・農業委員会）と一体となって関与する方針が示されました。主な施策は以下のとおりです。

- ① 都道府県と一体的に対応する国の審査・現地調査の対象を、下部農地面積 4ha から 2ha に引き下げる
- ② 作物の生育期間中に現地調査することをルール化すること
- ③ 栽培実績や衛星データ等を活用して国も不適切案件を捕捉し、勧告・命令相当の事案を許可権者等へ通知すること
- ④ 勧告・命令の判断基準を国で明確化すること（例：実績報告書の未提出、是正の指導に従わない、2 年以上継続して収量要件を大幅に下回っている、営農計画どおり収穫が行われない等）
- ⑤ 勧告後に改善がない場合は再許可しないとの判断基準を国で明確化すること
- ⑥ 撤去費用のチェックの強化等のため、再許可の期間を短縮することを国で明確化すること

なお、FIT/FIP 交付金を受けている案件については、勧告・命令の対象となった場合に交付金の一時停止措置が講じられる可能性があり、許可取消の対象となった場合には FIT/FIP 認定の取消措置が講じられる可能性もあります。

5. 実務上の影響と留意点

新制度の下では、事業者は農地法上の一時転用許可に加えて農山漁村再エネ法上の設備整備計画認定を取得する必要があるため、案件の初期段階から対象自治体における基本計画の策定状況等を確認することが重要になります。また、新たな許可基準を踏まえた設備整備計画認定の取得に要する期間等についても実務・運用の動向に注視する必要があると考えられます。

既存事業者においても、再許可の際に新たな許可基準が適用されるほか、モニタリングの強化により従前以上に厳格な運用が想定されます。とりわけ農業部分のパフォーマンスが不良な案件については、栽培体制の再構築や農業支援事業者の活用等の対応が急務となる可能性があります。

今般の見直し案は本検討会において了承されており、早ければ 2027 年にも運用開始を目指して関連規定の整備が進められる予定となっています。もっとも、農林水産省説明資料においても各施策の導入時期は明示されていない点には留意が必要となります。

The takeaway

今回の制度見直し案は、営農型太陽光発電に係る規律が農地法に加えて農山漁村再エネ法にも及ぶこととなり、市町村の定める基本計画への適合が実質的な参入要件となる点で、実務に与える影響が大きいものです。新規案件については対象自治体の基本計画の策定状況等を踏まえた案件設計が、既存案件については再許可の取得を見据えた営農体制及び利益還元スキームの見直し、それぞれ課題となると考えられます。今後の関連規定の整備及び自治体の対応状況を注視していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えています。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

パートナー

弁護士

神鳥 智宏

tomohiro.kandori@pwc.com

ディレクター

弁護士

水田 直希

naoki.mizuta@pwc.com